

○新潟市老人福祉センター条例

平成 16 年 12 月 24 日条例第 96 号

改正

平成 17 年 7 月 1 日条例第 51 号

平成 17 年 9 月 30 日条例第 117 号

平成 18 年 10 月 1 日条例第 56 号

平成 18 年 12 月 21 日条例第 71 号

平成 21 年 7 月 7 日条例第 31 号

平成 23 年 6 月 28 日条例第 42 号

平成 24 年 3 月 16 日条例第 18 号

平成 25 年 7 月 1 日条例第 36 号

平成 26 年 10 月 7 日条例第 72 号

平成 27 年 10 月 1 日条例第 57 号

令和 6 年 10 月 10 日条例第 74 号

新潟市老人福祉センター条例

新潟市老人福祉センター黒埼荘条例（平成 12 年新潟市条例第 53 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 高齢者に対して、相談に応ずるとともに、高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜の供与を目的として、新潟市老人福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
老人福祉センター黒埼荘	新潟市西区緒立流通 2 丁目 4 番地 1
豊栄さわやか老人福祉センター	新潟市北区東栄町 1 丁目 1 番 35 号
小須戸老人福祉センター	新潟市秋葉区小須戸 3870 番地 2
老人福祉センター横雲荘	新潟市江南区横越中央 1 丁目 1 番 2 号
老人福祉センター福寿荘	新潟市江南区船戸山 5 丁目 7 番 17 号
いこいの家西川荘	新潟市西蒲区川崎 308 番地 4

いこいの家楽友荘	新潟市南区味方 583 番地 1
いこいの家月寿荘	新潟市南区月潟 770 番地
中之口老人福祉センター	新潟市西蒲区福島 323 番地
いこいの家得雲荘	新潟市西蒲区仁箇 2730 番地 1
いこいの家蛍雪荘	新潟市西蒲区巻甲 121 番地 1
老人福祉センター白寿荘	新潟市南区白根 1132 番地 1

(休館日)

第 2 条の 2 センター（次項及び第 3 項に規定するセンターを除く。）の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。その日が月曜日に当たるときは、その翌日）

(3) 1 月 2 日及び 3 日、8 月 13 日から同月 15 日まで並びに 12 月 29 日から同月 31 日まで

2 豊栄さわやか老人福祉センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 休日

(3) 1 月 2 日及び 3 日、8 月 13 日から同月 15 日まで並びに 12 月 29 日から同月 31 日まで

3 老人福祉センター黒埼荘、老人福祉センター福寿荘及び中之口老人福祉センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 1 月 1 日から同月 3 日まで、5 月 4 日、8 月 13 日から同月 15 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで

4 市長は、前 3 項の規定にかかわらず、センターの管理上特に必要があると認める場合は、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(利用時間)

第 2 条の 3 センターの利用時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、臨時に利用時間を変更することができる。

(事業)

第3条 センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行うことができる。

- (1) 高齢者の生活相談、健康相談その他各種の相談に関すること。
- (2) 高齢者の就労に関する指導をすること。
- (3) 高齢者の機能回復訓練に関すること。
- (4) 高齢者のための教養講座、レクリエーション等の各種行事の開催に関すること。
- (5) 高齢者のレクリエーション及び集会のための施設の提供に関すること。
- (6) 老人クラブ等高齢者の団体の運営に関する援助又は指導に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事業

(利用者の範囲)

第4条 センターを利用することができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に住所を有する60歳以上の者
- (2) 市内に住所を有する60歳以上の者のみで構成されている団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

(利用の許可)

第5条 センターを利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の許可にセンターの管理上必要な条件を付けることができる。

(利用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症をいう。）にかかり、感染症がまん延するおそれがあると認められるとき。
- (3) センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上支障があると認めるとき。

(利用の取止めの申出)

第7条 センターの利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、センターの利用を取り止めようとする場合は、市長にその旨を申し出なければならない。

(利用の許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、この条例の規定による許可を取り消

し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはセンターからの退去を命じることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているもの

(2) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたもの

(3) 許可の条件又は職員の指示に従わないもの

2 市長は、センターの管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、利用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(許可外利用の禁止)

第9条 センターをその許可を受けた目的以外の目的に利用し、又は第三者に利用させることができない。

(特別の設備等の制限)

第10条 利用者は、センターの利用に際し、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第11条 市長は、利用者から別表第1に掲げる使用料を徴収する。

2 市長は、利用者のうち、センターの入浴施設を利用する市内に住所を有する60歳以上の者から別表第2に掲げる使用料を徴収する。この場合において、市長は、同表に掲げる定期利用券を発行してこれを徴収することができる。

3 使用料は、市長がセンターの利用を許可する時に徴収する。ただし、市長は、特別の理由があると認める場合は、別にその使用料の納付期日を定めることができる。

4 前項の規定にかかわらず、第2項の定期利用券による場合は、これを発行する時に徴収する。

(使用料の免除)

第12条 市長は、規則で定める特別の理由があると認める場合は、その使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の還付等)

第13条 市長は、第8条第2項の規定によりセンターの利用の許可を取り消した場合は、その取消しに係る既納の使用料を還付する。

2 前項に規定する場合のほか、既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰すことができない理由によりセンターを利用することができなかった場合

(2) 利用者がセンターの利用の日の3日前までに利用の取止めの申出をした場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合

3 市長は、第11条第3項ただし書の規定による使用料の納付期日の決定を受けて、その使用料を納付していない利用者が前項各号のいずれかに該当するときは、その使用料の全部又は一部を徴収しないことができる。

(原状回復)

第14条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(1) センターの利用を終了したとき。

(2) 許可を取り消されたとき。

(3) 行為の中止を命じられたとき。

(4) 退去を命じられたとき。

2 市長は、前項の規定による原状回復について必要な措置を命じることができる。

(損害賠償)

第15条 利用者は、センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第17条 センターの指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、センターの指定管理者として指定するものとする。

(1) センターの平等利用が確保されること。

(2) センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、前項の基準に適合するものとして市長があらかじめ選考した一の団体（以下「被選考者」という。）から提出された事業計画書その他規則で定める書類を審査し、被選考者がセンターの設置の目的を効果的に達成することができると認める場合は、被選考者を指定管理者とすることができる。

（指定管理者の業務の範囲）

第18条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) センターの利用の許可に関する業務
- (2) 使用料の納付期日の決定及び免除に関する業務
- (3) 第8条の規定による退去等の命令に関する業務
- (4) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) その他センターの管理上、市長が必要と認める業務

（秘密を守る義務）

第19条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（個人情報の取扱い）

第20条 指定管理者は、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年3月21日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成17年3月31日までの間における第16条の規定の適用については、同条の表中「新潟市老人クラブ連合会新津地区協議会」とあるのは「新津市老人クラブ連合会」と、「豊栄さわやか老人福祉センター | 社会福祉法人新潟市社会福祉協議会」とあるのは「豊栄さわやか老人福祉センター | 社会福祉法人豊栄市社会福祉協議

会」と、「小須戸老人福祉センター | 社会福祉法人新潟市社会福祉協議会」とあるのは「小須戸老人福祉センター | 社会福祉法人小須戸町社会福祉協議会」と、「老人福祉センター横雲荘 | 社会福祉法人新潟市社会福祉協議会」とあるのは「老人福祉センター横雲荘 | 社会福祉法人横越町社会福祉協議会」と、「いこいの家西川荘 | 社会福祉法人新潟市社会福祉協議会」とあるのは「いこいの家西川荘 | 社会福祉法人西川町社会福祉協議会」と、「中之口老人福祉センター | 社会福祉法人新潟市社会福祉協議会」とあるのは「中之口老人福祉センター | 社会福祉法人中之口村社会福祉協議会」とする。

(合併に伴う特例)

- 3 いこいの家西川荘の利用に係る使用料の額及び免除については、平成 19 年 3 月 31 日までに限り、第 11 条第 1 項及び第 12 条の規定にかかわらず、西川町老人いこいの家設置条例（昭和 46 年西川町条例第 8 号）の例による。この場合において使用料の免除については、西川町の編入の日前の西川町の区域に住所を有する者についてのみこの項の規定を適用する。

(管理に関する特例)

- 4 市長は、平成 18 年 10 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間に限り、第 16 条の規定にかかわらず、いこいの家月寿荘及びいこいの家得雲荘の管理を自ら行うことができるものとする。

附 則（平成 17 年条例第 51 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定及び附則第 5 項の規定は公布の日から、第 2 条の次に 2 条を加える改正規定及び第 17 条を第 21 条とし、第 16 条の次に 4 条を加える改正規定並びに附則第 3 項及び第 4 項の規定は平成 17 年 10 月 10 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新潟市老人福祉センター条例の規定により最初に老人福祉センター秋葉荘（以下「秋葉荘」という。）の指定管理者の指定をする場合においては、市長は、改正後の第 17 条の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に改正前の第 16 条の規定により秋葉荘の管理に関する事務を受託している者（以下「受託者」という。）から提出された事業計画書その他規則で定める書類を審査し、受託者がセンターの設置の目的を効果的に達成することができると認めるときは、受託者を指定管理者として指定することができる。
- 3 いこいの家西川荘の休館日は、改正後の第 2 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日までの間、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、

臨時にこれを変更することができる。

(1) 月曜日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月31日

- 4 いこいの家西川荘の利用時間は、改正後の第2条の3の規定にかかわらず、平成19年3月31日までの間、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(準備行為)

- 5 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

附 則 (平成17年条例第117号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第3項の規定 公布の日

(2) 第1条及び附則第2項の規定 平成17年10月10日

(3) 第2条の規定 平成18年4月1日

(経過措置)

- 2 平成17年10月10日から同月31日までの間における第1条の規定による改正後の第16条の表の規定の適用については、同表いこいの家得雲荘の項中「社会福祉法人新潟市社会福祉協議会」とあるのは「社会福祉法人巻町社会福祉協議会」とする。

附 則 (平成18年条例第56号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第71号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年条例第31号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年条例第42号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。(平成24年新潟市規則第3号で同24年3

月 1 日から施行)

(準備行為)

- 2 改正後の第 2 条に規定するいこいの家楽友荘の利用の許可、取止めの申出及び許可の取消し、使用料の徴収、免除及び還付並びに指定管理者の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市老人福祉センター条例の規定の例により行うことができる。

附 則 (平成 24 年条例第 18 号)

この条例は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年条例第 36 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 老人福祉センター福寿荘の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市老人福祉センター条例の規定の例により行うことができる。

附 則 (平成 26 年条例第 72 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 27 年条例第 57 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 老人福祉センター白寿荘の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市老人福祉センター条例の規定の例により行うことができる。

附 則 (令和 6 年 10 月 10 日条例第 74 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項から第 4 項までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の新潟市老人福祉センター条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

3 施行日前に、施行日以後の新潟市老人福祉センターの利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。

4 前項の規定にかかわらず、施行日前に発行した定期利用券は、当該定期利用券に記載された有効期限内に限り、施行日以後においても、使用することができるものとする。

別表第 1（第 11 条関係）

(1) 使用料（入館料）

区分		使用料の額 (1 人 1 回につき)
市内に 住所を 有する 者	60 歳以上の者	無料
	60 歳未満の者	
	一般	300 円
	小・中学生	140 円
	乳幼児	無料
市外に 住所を 有する 者	一般	540 円
	小・中学生	140 円
	乳幼児	無料

備考 表中の「小・中学生」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める小学校、中学校及びこれらに準じる学校の児童又は生徒をいう。

(2) 使用料（個室等）

名称	使用料の額
老人福祉セン ター 黒埼荘	1 室につき 230 円

豊栄さわやか 老人 福祉センター	市内に住所を有するもの	全室無料					
	市外に住所を有するもの	大広間		あやめ		けやき	
		半日につき 8,000 円		半日につき 1,000 円		半日につき 1,000 円	
		備考 1 半日とは、午前 9 時から午後 1 時まで又は午後 1 時から午後 4 時 30 分までをいう。 2 大広間の 2 分の 1 を貸切りとして利用する場合の使用料の額は、規定の使用料の額の 2 分の 1 とする。					
小須戸老人 福祉センター	1 室	半日につき 1,000 円					
		1 日につき 2,000 円					
	備考 1 半日とは、午前 9 時から午後 1 時まで又は午後 1 時から午後 4 時 30 分までをいう。 2 休館日に利用する場合の使用料の額は、集会室を利用する場合にあっては 1 室につき 2 万円、個室を利用する場合にあっては 1 室につき 1 万円とする。						
老人福祉セン ター横雲荘	利用時間	教養娯楽室			集会室		
	午前 9 時から午後 1 時まで	230 円			410 円		
	午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	230 円			410 円		
老人福祉セン ター福寿荘	利用時間	鶴の間	亀の間	梅の間	松の間	竹の間	皐月の間
	午前 9 時から午後 1 時まで	60 円	60 円	80 円	110 円	110 円	130 円
	午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	60 円	60 円	80 円	110 円	110 円	130 円
いこいの家西 川荘	利用時間	大広間 A		大広間 B		2 階和室	
	午前 9 時から正午	1,500 円		750 円		1 室につき 180 円	

	まで			
	正午から午後4時30分まで	2,070円	1,010円	1室につき 370円
	備考 1 許可を受けた利用時間を超過して引き続き利用する場合の使用料の額は、1時間につき、当該許可を受けた利用時間に係る使用料の額を時間割して計算した額とする。この場合において、その超過した利用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とし、算出された使用料の額に10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。 2 市外に住所を有するものが利用する場合の使用料の額は、規定の使用料の額の1.5倍に相当する額とし、算出された使用料の額に10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。 3 入場料、会費又はこれに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、規定の使用料の額の2倍に相当する額とし、算出された使用料の額に10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。			
いこいの家楽友荘	個室1室につき 170円			
いこいの家月寿荘	個室	会議室		大広間
	1室につき 500円	半日	500円	半日 4,000円
		1日	1,000円	1日 8,000円
	備考 「半日」とは、午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後4時30分までをいう。			
中之口老人福祉センター	かえで	ひいらぎ	みずき	あじさい
	8畳			10畳
	1室につき 380円		1室につき 480円	無料
老人福祉センター白寿荘	個室1室につき 320円			

別表第2（第11条関係）

区分	単位	使用料の額（１人につき）
定期利用券による利用以外の利用	１回	120 円
定期利用券	１か月	600 円
	６か月	3,600 円
	１年	6,000 円